

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書「3. 業務の内容 （1）ザグの保護・再生のための住民参加型の計画作成支援」について ・現地への支援と渡航期間中の実施内容（（i）と（ii））:仕様書には「請負者はモンゴルに渡航し、（i）～（ii）の実施状況を確認するとともに、モンゴル林野庁や専門家、ボグド郡、バヤンホンゴル県（以下、モンゴル側）との調整を行う（11泊12日程度）。」とあります。「（i）育苗用の引水パイプ延長作業の支援」に関しては、ボグド郡との協議を踏まえ支援内容の見直しが必要な場合、環境省担当官と協議、支援内容を調整して渡航、渡航期間に実施状況を確認して、モンゴル側と調整、渡航後に調整内容を議事概要提出等で環境省担当官に報告すると理解しましたがよろしいでしょうか？ 一方、「（ii）遊牧民による視察研修の実施及び次年度以降の実施計画の立案」での、実施する視察研修と視察後の次年度以降の実施計画の遊牧民との立案、次年度以降の土地利用計画へのザグの保護・再生のための取組（以下、ザグ関連の取組）が盛り込まれるよう行う支援は、どこまで請負者の渡航期間内に行えば良いのでしょうか？ 視察研修は、渡航前の調整、準備は必要ですが、渡航期間中に実施、遊牧民との次年度以降の実施計画の立案は必ずしも渡航期間中でなくても良く、視察研修を踏まえ、渡航終了後の立案に向けて、渡航期間中に調整も可能、ザグ関連の取組が土地利用計画に盛り込まれるようにするための支援は、渡航期間中にモンゴル側と調整しながら、渡航終了後も継続して行うということでしょうか？ 可能であれば遊牧民との立案も渡航期間中に実施したほうが良いと考えていますが、渡航期間が限られていることもあり確認させていただけますと幸いです。 実際には業務が開始してからご担当官と協議して調整することかと存じますが、入札参加に向けてすでに想定されていることがございましたらご教示ください。	（i）について、御理解の通りです。 「（ii）遊牧民による視察研修の実施及び次年度以降の実施計画の立案」については、仕様書（ii）後半に「視察後には」と記載してしまっておりましたが、渡航期間終了後を含めた視察後での実施を想定しております。渡航期間中には、渡航期間終了後の支援に向けて必要な情報収集を行っていただき、立案を渡航期間のみで終える必要はありません。